

小田原市内に転入された方へ (保健事業のご案内)

住民票の転入手続きに伴い、必要となる手続きがあります。忘れずにお手続きください。
また、かかりつけ医や急病の時等、医療機関のご案内は、「健康カレンダー」12ページをご覧ください。

妊娠中のかた

母子健康手帳をお持ちでないかたは、「子育て世代包括支援センターはっぴい」で妊娠の届出をして、母子健康手帳と妊婦・産婦健康診査費用補助券の交付を受けてください。

転入前の市区町村で既に母子健康手帳の交付を受けたかたは、お持ちの母子健康手帳を引き続きご使用いただけます。ただし、転入前の市区町村の妊婦・産婦健康診査費用補助券は、小田原市に転入後は使用できませんので、「子育て世代包括支援センターはっぴい」で、今お持ちの妊婦・産婦健康診査費用補助券と交換で小田原市の妊婦・産婦健康診査費用補助券を交付します。

お子さんがお生まれになったら、出生届とともに健康づくり課へ出生連絡票を提出してください。転入前の市区町村の出生連絡票をお持ちの場合は、お持ちの出生連絡票をご提出ください。

■ 関連ページ：「健康カレンダー」3～4ページ

子どもの健診

小田原市では、4か月児健診、8～9か月児健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診を実施しています。(1か月児の健診は、市からの費用助成はありません)

4か月児健診、8～9か月児健診は、お子さんが生後2か月のころに必要書類を郵送しています。また、それ以外の健診は、対象月の前月に対象者へ通知をお送りしています。

「健康カレンダー」4ページで対象月をご確認いただき、転入前の市区町村で受診していない場合は、健康づくり課へご連絡ください。

転入前の市区町村で受診済の場合は、受診状況を健康づくり課までお知らせください。

■ 関連ページ：「健康カレンダー」4ページ

子どもの予防接種

「健康カレンダー」5ページにある子どもの予防接種は、対象年齢内であれば市の費用負担(無料)で接種を受けられます。小田原市では、予診票は取扱医療機関にありますので、取扱医療機関(「健康カレンダー」10～11ページ)に直接予約の有無等をお問い合わせのうえ、母子健康手帳をお持ちいただければ、接種を受けることができます。

また、小田原市外の医療機関で接種希望の場合は、健康づくり課へお問い合わせください。

■ 関連ページ：「健康カレンダー」5ページ

成人の予防接種

小田原市では、「健康カレンダー」2・9ページのとおりに成人の予防接種を実施しています。

そのうち、高齢者肺炎球菌予防接種、風しんの抗体検査及び予防接種(昭和37年4月2日～昭和54年4月1日までの間に生まれた男性が対象)は、対象者に、接種券やクーポン券を発行しています。転入前の市区町村で接種(受診)していないかたは、接種券やクーポン券を発行しますので、健康づくり課へご連絡ください。

また、小田原市外の医療機関で接種希望の場合は、健康づくり課へお問い合わせください。

■ 関連ページ：「健康カレンダー」2・9ページ

成人の健診・がん検診

「健康カレンダー」6～7ページにある健診(検診)は、5月末に対象者へ受診券を送付しています。対象となるかたで、転入前の市区町村で受診されていないかたに、受診券を発行しますので、健康づくり課へご連絡ください。

■ 関連ページ：「健康カレンダー」6～7ページ

お問い合わせ

小田原市健康づくり課(保健センター)

保健医療係(予防接種) ☎47-0828

成人保健係 ☎47-4723

成人保健係(成人の検診) ☎47-4724

母子保健係(妊娠中のかた・子どもの健診) ☎47-4722